

# 平成20年 岡山県職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

(平成20年10月7日 岡山県人事委員会)

## 本年の給与勧告のポイント

- 1 民間給与との較差(0.08%)の解消を図るため、初任給を中心に若年層に限定した給料表の引上げ改定
- 2 期末手当・勤勉手当(特別給)は、民間の支給割合とおおむね均衡し、改定見送り
- 3 平成21年4月から設置される予定の副校長、主幹教諭及び指導教諭の職について、新たな職務の級(特2級)を創設するなど、その職務と職責に応じた処遇を確保

## 1 民間給与との比較

(1) 月例給(職員と民間の4月分給与を、給与決定要素である職種、役職、年齢等が同じ者同士で比較)

民間給与(A)	職員給与(B) [行政職, 平均42.2歳]	較差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$	較差 (国)
370,011円	369,706円	305円 (0.08%)	136円 (0.04%)
	(減額措置後) 358,376円	11,635円 (3.25%)	

1. 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから201事業所を無作為抽出し、当該事業所の約6,200人の個人別給与を実地調査
2. 表の下段は、特例条例による減額措置後の額との比較(参考)

※ 特例条例による減額措置  
平成16年度から平成21年度までの6年間、給料、期末手当・勤勉手当の支給額を平均3% (一般の職員2.8%, 課長級4.0%, 部・次長級6.0%) 削減する措置が講じられている。

(2) 特別給(昨年冬と本年夏の民間の特別給の年間支給割合との比較)

民間の支給割合 4.49月(職員 4.50月)

## 2 民間給与との較差に基づく本年の給与改定

(1) 月例給(改定率0.08% 改定額283円)

初任給を中心に若年層に限定した給料表の引上げ改定(中高年齢層は据置き)

参考: 給料表改定の内容

①行政職給料表 初任給を中心に若年層に限定した改定

改定率 1級0.87% 2級0.34% 3級0.00%

初任給 大学卒業程度 180,900円(現行178,800円) 高校卒業程度 144,000円(現行142,300円)

②その他給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

(2) 期末手当・勤勉手当(特別給)

民間の支給割合とおおむね均衡し、改定見送り

(3) 改定の実施時期

改定の実施時期は平成20年4月1日

### 3 新たな職（副校長・主幹教諭・指導教諭）の設置のための給与改定の内容

#### (1) 月例給

##### (7) 給料表

教育職給料表（一）、教育職給料表（二）及び小学校・中学校教育職員給料表の2級（教諭）と3級（教頭）の間に新たな職務の級（特2級）を創設

##### (イ) 諸手当等

副校長、主幹教諭及び指導教諭を義務教育等教員特別手当の支給対象職員とするなど、新たな職の職務と職責に応じた処遇の決定

#### (2) 改定の実施時期

改定の実施時期は平成21年4月1日

### 4 職員の勤務時間

国や他の自治体の導入状況を注視しながら、職員の勤務時間について、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分への改定に向けた検討が必要  
改定する場合には、行政サービスを維持し、行政コストを増加させないことが基本

### 5 公務員人事管理

#### (1) 人材の確保・育成

募集活動や採用試験実施方法の分析・研究を行い、絶えず改善に向けた検討が必要  
人事評価制度と連携した人材育成策の検討も必要

#### (2) 人事評価制度

これまでの試行結果を検証し、本格実施に向けた準備が必要

#### (3) 女性職員の採用・登用

管理職への登用の推進と働きやすい職場環境づくりが必要

#### (4) 仕事と生活の両立支援

休暇や休業など各種支援策の活用、職員の意識改革徹底が重要

#### (5) 総実勤務時間の縮減

管理監督者は、現在の取組が自らの重要な職責であると認識し、実践することが重要  
事務事業の見直し、人員の適正配置及び事務の簡素・効率化等の強力な推進が必要

#### (6) 心の健康づくり対策の推進

予防や早期発見に重点を置くとともに職場復帰や再発防止への環境整備が必要

#### (7) 高齢期の雇用問題

国の動向を踏まえ、定年の延長等必要な対応の検討が必要

### 6 その他

- ・これまでの特例条例による給与の減額措置については、職員の士気及び生活へ及ぼす影響などを懸念し、諸事情が整い次第、本来の給与水準が確保されることを期待する旨を述べてきた。
- ・今後、大幅な給与の削減措置が行われるとすれば、遺憾なことと言わざるを得ない。本委員会としては、職員の適正な処遇の確保の重要性にかんがみ、今後、関係者の間で十分な話し合いがなされることを期待する。